

知ろう学ぼう人権

6月は就職差別撤廃月間です。

「しないさせない 就職差別」

働くのは私！私自身を見てください

就職の面接で、「こんなことを聞いた、聞かれたことはありませんか。」

「あなたのお父さんやお母さんの出身地はどこですか。」

「家族の職業を教えてください。」
「あなたの住んでいる地域は、どんな環境ですか。」

「お父さん(お母さん)がいないようですが、どうされたのですか。」

「尊敬する人物を教えてください。」

「結婚、出産しても働き続けられますか。(女性にだけ)」

出身地や家族の職業などは、面接を受ける人の就職には関係ないことです。

また、思想・信条などは憲法で保障されている個人の自由権に属することです。

就職の面接でこのような質問をする

ことは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することにあり、就職差別につながるおそれがあります。

採用選考は、次の2点を基本的な考え方として実施することが大切です。

・ 人間尊重の精神、すなわち応募者の基本的な人権を尊重する。

・ 応募者のもつ適性・能力を基準とし、その人自身の資質や長所を見いだすことを通じて行う。

また、個人情報保護の観点から、提出された履歴書などの取り扱い、個人の権利を侵害しないようにしなければなりません。

しかし、就職差別につながる問題事象が、今なお、求職者から少なからず報告されています。

採用選考において、応募者の基本的人権を尊重し、就職の機会均等を保障することの大切さについて、求職者や事業主の皆さんの理解を深めるための取り組みが求められています。

月間中の主な取り組み

【就職差別 110番事業】

採用面接時などの差別について、相談、関係機関の紹介などを行います。

期間 6月1日(木)～30日(金)(土・日曜日除く)

日曜日除く)

時間 9時30分～17時30分

☎ 06・62110・9518

📧 rodokankyo-g03@gbbox.pref.

osaka.jp

問合先 大阪府商工労働部雇用推進室

☎ 06・62110・9518

問合先 協働人権課人権推進担当(1階④番窓口) ☎939・1059



my favorite

あなたの
とっておきの
1枚を
お寄せください!



詳しくはこちら



応募はこちら



応募作品をスライドショー
にして公開中!
是非ご覧ください!

ぽかぽか、春だねえ



がくぼちゃん

お散歩大好き！我が家のアイドル。



Karin



靴屋

まだ帰りたくない、もっと遊びたい



はるゆい

いつも仲良しなララと麦